

四半期報告書

(第37期第2四半期)

自 平成23年6月1日

至 平成23年8月31日

株式会社ローソン

目 次

頁

表 紙

| | |
|-------------------------------|----|
| 第一部 企業情報 | |
| 第1 企業の概況 | |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 3 関係会社の状況 | 2 |
| 4 従業員の状況 | 2 |
| 第2 事業の状況 | |
| 1 販売実績 | 3 |
| 2 事業等のリスク | 8 |
| 3 経営上の重要な契約等 | 8 |
| 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 9 |
| 第3 設備の状況 | 11 |
| 第4 提出会社の状況 | |
| 1 株式等の状況 | |
| (1) 株式の総数等 | 12 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 13 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 22 |
| (4) ライツプランの内容 | 22 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 22 |
| (6) 大株主の状況 | 23 |
| (7) 議決権の状況 | 24 |
| 2 株価の推移 | 24 |
| 3 役員の状況 | 24 |
| 第5 経理の状況 | 25 |
| 1 四半期連結財務諸表 | |
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 26 |
| (2) 四半期連結損益計算書 | 28 |
| (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 | 30 |
| 2 その他 | 41 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 42 |

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年10月14日 |
| 【四半期会計期間】 | 第37期第2四半期（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ローソン |
| 【英訳名】 | LAWSON, INC. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 新浪 剛史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区大崎1丁目11番2号 |
| 【電話番号】 | 03(5435)1880 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区大崎1丁目11番2号 |
| 【電話番号】 | 03(5435)1880 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理ステーションディレクター 高西 朋貴 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第36期 第2四半期連結 累計期間 | 第37期 第2四半期連結 累計期間 | 第36期 第2四半期連結 会計期間 | 第37期 第2四半期連結 会計期間 | 第36期 |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日 | 自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日 | 自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日 | 自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日 | 自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日 |
| チェーン全店売上高（百万円） | 837,889 | 916,197 | 436,364 | 487,486 | 1,682,812 |
| 営業総収入（百万円） | 221,205 | 240,020 | 114,619 | 128,000 | 441,277 |
| 経常利益(百万円) | 29,690 | 32,601 | 18,694 | 19,749 | 54,594 |
| 四半期（当期）純利益（百万円） | 12,288 | 8,960 | 8,206 | 10,943 | 25,386 |
| 純資産額（百万円） | — | — | 203,495 | 207,681 | 208,466 |
| 総資産額（百万円） | — | — | 481,872 | 533,209 | 476,036 |
| 1株当たり純資産額（円） | — | — | 1,991.85 | 2,042.06 | 2,037.50 |
| 1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円） | 123.44 | 89.72 | 82.12 | 109.58 | 254.61 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円） | 123.31 | 89.61 | 82.04 | 109.44 | 254.31 |
| 自己資本比率（%） | — | — | 41.3 | 38.2 | 42.7 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー（百万円） | 63,446 | 67,891 | — | — | 72,210 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー（百万円） | △12,665 | △28,499 | — | — | △30,522 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー（百万円） | △16,157 | △13,284 | — | — | △28,798 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円） | — | — | 89,465 | 93,864 | 67,712 |
| 従業員数（人） | — | — | 5,300 | 5,869 | 5,703 |

（注）チェーン全店売上高、営業総収入には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、事業の異動を伴う主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

第1四半期連結会計期間において非連結子会社であった株式会社ローソン富山は、重要性が増したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めています。当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

| 名称 | 住所 | 資本金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有又は被所有割合(%) | 関係内容 |
|---|---|---------------------|----------|------------------|---|
| (連結子会社) LAWSON ASIA PACIFIC HOLDINGS PTE. LTD. | 10 ANSON ROAD #14-06 INTERNATIONAL PLAZA SINGAPORE (079903) | 千シンガポールドル 64,947 | 持株会社 | 100.0 | 在外(中国を除く)コンビニエンスストア事業を営む会社の統括を行っております。 役員の兼任…無 |

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年8月31日現在

| | |
|---------|---------------|
| 従業員数(人) | 5,869 (8,478) |
|---------|---------------|

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は当第2四半期連結会計期間の平均人員数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

| | |
|---------|---------------|
| 従業員数(人) | 3,294 (2,129) |
|---------|---------------|

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員を含む)は当第2四半期会計期間の平均人員数(ただし、1日勤務時間8時間換算による)を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【販売実績】

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主な事業内容とし、エンタテインメント・Eコマース事業、海外事業、金融サービス関連事業、コンサルティング事業及び広告事業を営んでおります。

下記販売の実績は、コンビニエンスストア事業及び海外事業に係るものであります。

a 地域別売上状況（直営店）

| 地域別 | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) | |
|------|---|---------|---|---------|
| | 売上高（百万円） | 構成比率（%） | 売上高（百万円） | 構成比率（%） |
| (国内) | | | | |
| 北海道 | 350 | 0.7 | 341 | 0.7 |
| 青森県 | 53 | 0.1 | 59 | 0.1 |
| 岩手県 | 33 | 0.1 | 200 | 0.4 |
| 宮城県 | 1,082 | 2.2 | 1,359 | 3.0 |
| 秋田県 | 47 | 0.1 | 73 | 0.2 |
| 山形県 | 88 | 0.2 | 47 | 0.1 |
| 福島県 | 38 | 0.1 | 47 | 0.1 |
| 茨城県 | 298 | 0.6 | 235 | 0.5 |
| 栃木県 | 20 | 0.0 | — | — |
| 群馬県 | 33 | 0.1 | — | — |
| 埼玉県 | 1,726 | 3.5 | 2,033 | 4.4 |
| 千葉県 | 2,870 | 5.9 | 2,395 | 5.2 |
| 東京都 | 17,968 | 36.9 | 17,446 | 38.0 |
| 神奈川県 | 6,764 | 13.9 | 5,850 | 12.7 |
| 新潟県 | 67 | 0.1 | 65 | 0.1 |
| 富山県 | 40 | 0.1 | 211 | 0.5 |
| 石川県 | 57 | 0.1 | 59 | 0.1 |
| 福井県 | 53 | 0.1 | 54 | 0.1 |
| 山梨県 | 38 | 0.1 | 40 | 0.1 |
| 長野県 | 47 | 0.1 | 59 | 0.1 |
| 岐阜県 | 429 | 0.9 | 363 | 0.8 |
| 静岡県 | 564 | 1.2 | 630 | 1.4 |
| 愛知県 | 4,785 | 9.8 | 4,756 | 10.3 |
| 三重県 | 147 | 0.3 | 37 | 0.1 |
| 滋賀県 | 148 | 0.3 | 92 | 0.2 |
| 京都府 | 1,809 | 3.7 | 1,700 | 3.7 |
| 大阪府 | 6,011 | 12.4 | 4,842 | 10.5 |

| 地域別 | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) | |
|----------------|---|----------|---|----------|
| | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) |
| 兵庫県 | 1,843 | 3.8 | 1,513 | 3.3 |
| 奈良県 | 72 | 0.1 | 109 | 0.2 |
| 和歌山県 | 57 | 0.1 | 70 | 0.2 |
| 島根県 | 56 | 0.1 | — | — |
| 岡山県 | 86 | 0.2 | 94 | 0.2 |
| 広島県 | 173 | 0.4 | 32 | 0.1 |
| 山口県 | — | — | 33 | 0.1 |
| 徳島県 | 66 | 0.1 | 69 | 0.2 |
| 香川県 | 0 | 0.0 | — | — |
| 愛媛県 | 59 | 0.1 | 51 | 0.1 |
| 福岡県 | 473 | 1.0 | 875 | 1.9 |
| 佐賀県 | 29 | 0.1 | — | — |
| 長崎県 | 28 | 0.1 | — | — |
| 熊本県 | 48 | 0.1 | 61 | 0.1 |
| 大分県 | 9 | 0.0 | — | — |
| 宮崎県 | 36 | 0.1 | — | — |
| 鹿児島県 | 36 | 0.1 | — | — |
| 国内計 | 48,654 | 100.0 | 45,915 | 99.9 |
| (海外) | | | | |
| 中華人民共和国 重慶市 | — | — | 36 | 0.1 |
| 海外計 | — | — | 36 | 0.1 |
| 合計 | 48,654 | 100.0 | 45,951 | 100.0 |

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

b 地域別売上状況（加盟店）

| 地域別 | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) | |
|------|---|---------|---|---------|
| | 売上高（百万円） | 構成比率（%） | 売上高（百万円） | 構成比率（%） |
| 北海道 | 20,412 | 5.3 | 22,849 | 5.3 |
| 青森県 | 7,870 | 2.0 | 9,162 | 2.1 |
| 岩手県 | 6,598 | 1.7 | 7,690 | 1.7 |
| 宮城県 | 6,621 | 1.7 | 7,935 | 1.8 |
| 秋田県 | 6,830 | 1.8 | 7,834 | 1.8 |
| 山形県 | 2,348 | 0.6 | 2,726 | 0.6 |
| 福島県 | 4,063 | 1.0 | 4,442 | 1.0 |
| 茨城県 | 4,128 | 1.1 | 4,972 | 1.1 |
| 栃木県 | 4,611 | 1.2 | 5,270 | 1.2 |
| 群馬県 | 2,657 | 0.7 | 3,123 | 0.7 |
| 埼玉県 | 14,869 | 3.8 | 17,119 | 3.9 |
| 千葉県 | 13,279 | 3.4 | 15,544 | 3.5 |
| 東京都 | 45,663 | 11.7 | 51,862 | 11.8 |
| 神奈川県 | 25,644 | 6.5 | 30,174 | 6.8 |
| 新潟県 | 4,075 | 1.1 | 4,585 | 1.0 |
| 富山県 | 4,502 | 1.2 | 6,705 | 1.5 |
| 石川県 | 3,891 | 1.0 | 4,278 | 1.0 |
| 福井県 | 4,491 | 1.2 | 4,873 | 1.1 |
| 山梨県 | 2,878 | 0.7 | 3,450 | 0.8 |
| 長野県 | 4,873 | 1.3 | 5,335 | 1.2 |
| 岐阜県 | 4,710 | 1.2 | 5,274 | 1.2 |
| 静岡県 | 7,237 | 1.9 | 8,092 | 1.8 |
| 愛知県 | 15,580 | 4.0 | 18,220 | 4.2 |
| 三重県 | 4,016 | 1.0 | 4,694 | 1.1 |
| 滋賀県 | 5,089 | 1.3 | 5,903 | 1.3 |
| 京都府 | 9,650 | 2.5 | 10,702 | 2.4 |
| 大阪府 | 37,818 | 9.8 | 42,773 | 9.7 |
| 兵庫県 | 23,608 | 6.1 | 26,592 | 6.0 |
| 奈良県 | 3,873 | 1.0 | 4,053 | 0.9 |
| 和歌山県 | 5,320 | 1.4 | 5,875 | 1.3 |
| 鳥取県 | 4,531 | 1.2 | 4,962 | 1.1 |

| 地域別 | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) | |
|------|---|----------|---|----------|
| | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) |
| 島根県 | 4,282 | 1.1 | 4,775 | 1.1 |
| 岡山県 | 5,387 | 1.4 | 5,947 | 1.3 |
| 広島県 | 6,223 | 1.6 | 7,002 | 1.6 |
| 山口県 | 4,417 | 1.1 | 4,967 | 1.1 |
| 徳島県 | 4,337 | 1.1 | 4,818 | 1.1 |
| 香川県 | 4,176 | 1.1 | 4,564 | 1.0 |
| 愛媛県 | 6,533 | 1.7 | 7,265 | 1.6 |
| 高知県 | 2,407 | 0.6 | 2,630 | 0.6 |
| 福岡県 | 15,842 | 4.1 | 17,223 | 4.0 |
| 佐賀県 | 2,303 | 0.6 | 2,640 | 0.6 |
| 長崎県 | 3,535 | 0.9 | 4,002 | 0.9 |
| 熊本県 | 3,430 | 0.9 | 3,873 | 0.9 |
| 大分県 | 6,045 | 1.6 | 6,774 | 1.5 |
| 宮崎県 | 2,992 | 0.8 | 3,350 | 0.8 |
| 鹿児島県 | 4,049 | 1.0 | 4,611 | 1.0 |
| 合計 | 387,710 | 100.0 | 441,534 | 100.0 |

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

c 商品別売上状況（直営店）

| 商品別 | 前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日) | | 前年同期比 (%) |
|---------|---|-------------|---|-------------|--------------|
| | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) | |
| 加工食品 | 21,380 | 43.9 | 20,250 | 44.1 | 94.7 |
| ファストフード | 6,892 | 14.2 | 6,516 | 14.2 | 94.5 |
| 日配食品 | 15,476 | 31.8 | 14,737 | 32.1 | 95.2 |
| 非食品 | 4,904 | 10.1 | 4,446 | 9.6 | 92.2 |
| 合計 | 48,654 | 100.0 | 45,951 | 100.0 | 94.6 |

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

d 商品別売上状況（加盟店）

| 商品別 | 前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日) | | 前年同期比 (%) |
|---------|---|-------------|---|-------------|--------------|
| | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) | 売上高 (百万円) | 構成比率 (%) | |
| 加工食品 | 207,884 | 53.6 | 247,127 | 56.0 | 118.9 |
| ファストフード | 78,207 | 20.2 | 88,164 | 20.0 | 112.7 |
| 日配食品 | 55,568 | 14.3 | 60,915 | 13.8 | 109.6 |
| 非食品 | 46,049 | 11.9 | 45,326 | 10.2 | 98.4 |
| 合計 | 387,710 | 100.0 | 441,534 | 100.0 | 113.9 |

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日までの3ヵ月間）におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災の影響により、短期的に企業の生産活動の低下や個人消費の停滞が見られましたが、コンビニエンスストア業界におきましては、サプライチェーンの回復とともに、6月中旬以降、天候に恵まれたこと等から売上は好調に推移しました。

このような状況の中で当社グループは、グループ企業理念「私たちは“みんなと暮らすマチ”を幸せにします。」の具現化を目指し、被災地店舗の復旧と商品供給体制の早期回復に注力いたしました。これが契機となり、全国基盤のコンビニエンスストアチェーンとして、近くにあっても必需品が揃う「社会的インフラ」としてお客さまから評価をいただきました。

なお、当社グループはコンビニエンスストア事業及びその他の事業を通じたCS（お客さま満足度）の向上を実現するための施策を実行し、当第2四半期連結会計期間の既存店売上高前年同期比伸び率は9.2%となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間の連結業績につきましては、営業総収入は1,280億円（前年同期比11.7%増）、営業利益は196億95百万円（同3.9%増）、経常利益は197億49百万円（同5.6%増）となりました。

四半期純利益につきましては、前第2四半期連結会計期間に比べ、27億37百万円増加し、109億43百万円（同33.4%増）となりました。

（コンビニエンスストア事業及び海外事業）

商品につきましては、良質の原材料を用い、お客さまのニーズに応えられるメニューを開発いたしました。

主力の米飯カテゴリーにつきましては、これまであまりコンビニエンスストアを利用されなかった女性のお客さまの嗜好を取り入れ、味・食感に加えて、彩りにもこだわったチルドタイプの新しい弁当、「ろーそん亭」を発売し、好評を博しました。

また、デザートカテゴリーにつきましては、オリジナルデザートブランド「Uchi Café SWEETS（ウチカフェスイーツ）」を中心に、メディアなどと連動したマーケティングの効果もあり、引き続き好調に推移しました。

更に、生鮮食品や日配食品を導入・強化した生鮮強化型ローソン（ハイブリッド）を展開し、主婦層やシニア層のお客さまへの客層拡大を図る戦略も引き続き推進いたしました。8月31日現在、生鮮強化型ローソンは3,086店となりました。なお、当社が出資・設立した「ローソンファーム」で生産した野菜をこれらの店舗に納入しております。

販売促進につきましては、「春のリラックマフェア」「ハローキティフェア」「けいおん！！フェア第二弾」など、投資効率の高い施策を展開し、お客さまからご好評をいただきました。

サービスにつきましては、平成22年3月から参画した共通ポイントプログラム「Ponta（ポнта）」の会員数が、他の参画企業会員も合わせて8月31日現在で3,486万人（有効会員ベース）に達しました。会員数の拡大とともに、Ponta会員に魅力的なポイント付与の施策を行いました。

店舗運営につきましては、基幹ITシステム「PRISM（プリズム）」の活用により、お客さま起点の品揃え発注の考え方に基づいた店舗指導を行うとともに、会員カードデータを活用し、地域のお客さまのニーズに合った売場づくりの実践に努めました。お客さまの「欲しいモノが、欲しい時に、欲しい所で」購入できるお店の実現に向けて、引き続き努めてまいります。

出店につきましては、当社グループ独自の出店基準を厳守し、収益性を重視した店舗開発に努めました。

〔店舗数の推移〕

（平成23年6月1日～平成23年8月31日）

| | ローソン | ナチュラル ローソン | ローソンストア100 | 合計 |
|-------------------|-------|---------------|------------|--------|
| 平成23年5月31日現在の総店舗数 | 8,717 | 91 | 1,068 | 9,876 |
| 期中増減 | 142 | - | 59 | 201 |
| 平成23年8月31日現在の総店舗数 | 8,859 | 91 | 1,127 | 10,077 |

（注）平成23年8月31日現在のローソンの総店舗数には、連結子会社である株式会社ローソン富山の運営する「ローソン」70店舗が含まれております。

生鮮コンビニエンスストア「ローソンストア100」を運営しております連結子会社の株式会社九九プラスは、引き続き積極的な出店とFC化を推進いたしました。

なお、持分法適用関連会社の株式会社ローソン沖縄が沖縄県でチェーン展開しております「ローソン」の店舗数は、8月31日現在、144店舗であります。

連結子会社の重慶羅森便利店有限公司が中華人民共和国重慶市でチェーン展開しております「ローソン」の店舗数は、8月31日現在、20店舗であります。

持分法適用関連会社の上海華聯羅森有限公司が中華人民共和国上海市で運営しております「ローソン」の店舗数は、8月31日現在、303店舗であります。

(その他の事業)

当社グループには、コンビニエンスストア事業以外にエンタテインメント・Eコマース（電子商取引）関連事業などがあります。

エンタテインメント・Eコマース関連事業を営む、連結子会社の株式会社ローソンエンターメディア及びHMVジャパン株式会社につきましては、東日本大震災直後のコンサートの自粛及び延期の影響や、CD・DVDの新譜発売延期の影響を受けましたが、いずれも当初の想定よりも順調な回復を見せております。なお、エンタテインメント・Eコマース関連事業でのシナジーを追求するため、両社は9月1日付で合併し、株式会社ローソンHMVエンタテインメントとなりました。

また、平成23年6月から開始したヤフー株式会社との連携により、今後、Yahoo! Japanのネットサービスとローソン店舗との連携を推進してまいります。更に、平成23年1月に資本・業務提携を行った株式会社ベンチャーリパブリックの価格比較・商品検索機能を活用し、Eコマース関連事業の強化に努めてまいります。

金融サービス関連事業を営む株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスにつきましては、ローソン店舗などへのATMの設置台数及び取扱件数が増加し、業績は順調に推移しました。なお、8月31日現在におけるATMの設置台数は8,717台であります。

(2) 財政状態

資産は、前連結会計年度末に比べ571億72百万円増加し、5,332億9百万円となりました。これは主に、収納代行取扱高が増加したことなどにより現金及び預金が195億53百万円増加したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ579億57百万円増加し、3,255億27百万円となりました。これは主に、商品仕入れが増加したことにより、買掛金が201億61百万円増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ7億85百万円減少し、2,076億81百万円となりました。これは主に、利益剰余金が4億71百万円増加したものの、少数株主持分が12億40百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末と比べ151億27百万円減少し、938億64百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が増加したものの仕入債務や預り金が減少したことなどにより、前第2四半期連結会計期間と比べ9億88百万円減少し、79億20百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の取得による支出などにより、前第2四半期連結会計期間と比べ127億82百万円支出が増加し、206億27百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出の減少などにより、前第2四半期連結会計期間と比べ29億46百万円支出が減少し、24億54百万円の支出となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において新設した店舗は次の通りであります。

提出会社 セグメントの名称：コンビニエンスストア事業

| 事業所名 | 所在地 | 設備の内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | |
|------------------|-------------|-------|-----------|---------------|------------|-------|-------|
| | | | 建物及び構築物 | 車両運搬具及び工具器具備品 | 土地（面積千㎡） | リース資産 | 合計 |
| L 広尾駅前店 他135店 | 東京都 渋谷区他 | 店舗 | 3,160 | 350 | 244 (1) | 1,996 | 5,751 |

国内子会社

(株) 九九プラス セグメントの名称：コンビニエンスストア事業

| 事業所名 | 所在地 | 設備の内容 | 帳簿価額（百万円） | | | | |
|---------------|-------------|-------|-----------|---------------|----------|-------|-------|
| | | | 建物及び構築物 | 車両運搬具及び工具器具備品 | 土地（面積千㎡） | リース資産 | 合計 |
| 江東石島店 他61店 | 東京都 江東区他 | 店舗 | 781 | 18 | — (-) | 453 | 1,269 |

- (注) 1. 当第2四半期連結会計期間中の、提出会社における増加は136店舗、減少は61店舗であります。
 2. 店舗数には加盟店を含み、加盟店の設備については本部よりの貸与資産のみ含んでおります。
 3. 上記異動に伴う重要な従業員数の異動はありません。
 4. 上記のリース資産の他に、当第2四半期連結会計期間中に新たに締結した、リース契約による主な賃借設備は次の通りであります。

| 会社名 | 設備の内容 | リース期間 | 年間リース料 | リース契約高 |
|----------|------------|-------|--------|--------|
| (株) ローソン | 店舗情報端末機器一式 | 7年 | 69百万円 | 487百万円 |

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 409,300,000 |
| 計 | 409,300,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年8月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--------------------|
| 普通株式 | 100,300,000 | 100,300,000 | 東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部 | 単元株式数は 100株である。 |
| 計 | 100,300,000 | 100,300,000 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 株主総会の特別決議日（平成17年5月27日） | |
|--|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 150 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 15,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成17年10月13日～ 平成37年5月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 1 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — |

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

| 取締役会の決議日（平成18年10月11日） | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 213 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 21,300 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年10月27日～ 平成38年5月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 1,590 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) |

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成18年10月11日） | |
|--|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 800 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 80,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 4,053 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年10月28日～ 平成23年10月26日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 4,053 資本組入額 2,336 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注） |

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成19年8月21日） | |
|--|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 180 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 18,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年9月6日～ 平成39年8月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 1,427 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) |

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成19年8月21日） | |
|--|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 420 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 42,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 3,949 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年9月7日～ 平成24年8月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 3,949 資本組入額 2,173 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注） |

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成20年12月16日） | |
|--|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 264 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 26,400 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年1月17日～ 平成40年12月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 1,739 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) |

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成20年12月16日） | |
|--|---|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 360 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 36,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 5,174 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年1月18日～ 平成25年12月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 5,174 資本組入額 2,878 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、権利行使日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）が、行使価額の1.1倍（1円未満の端数は切上げとする）以上となる場合に限り募集新株予約権を行使することができる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注） |

（注）当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成22年2月2日） | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 215 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 21,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年2月18日～ 平成42年2月1日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 1,327 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) |

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

| 取締役会の決議日（平成23年2月10日） | |
|--|--|
| | 第2四半期会計期間末現在 （平成23年8月31日） |
| 新株予約権の数（個） | 189 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 18,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 1 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年2月26日～ 平成43年2月10日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1 資本組入額 1,345 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社の取締役及び執行役員の内いずれの地位をも喪失した日の翌日から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) |

(注)当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する残存新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める募集本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める本募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項、新株予約権の取得条項及びその他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (千株) | 発行済株式総 数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増 減額 (百万円) | 資本準備金残 高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成23年6月1日～ 平成23年8月31日 | — | 100,300 | — | 58,506 | — | 47,696 |

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%) |
|--|---|---------------|---------------------------------|
| 三菱商事株式会社 | 東京都千代田区丸の内2-3-1 | 32,089 | 32.13 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海1-8-11 | 3,598 | 3.60 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2-11-3 | 3,361 | 3.37 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13) | 3,192 | 3.20 |
| 丸紅リテールインベストメント株式会社 | 東京都千代田区大手町1-4-2 | 2,386 | 2.39 |
| 野村証券株式会社自己振替口 | 東京都中央区日本橋1-9-1 | 2,139 | 2.14 |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー | 2,092 | 2.09 |
| ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13) | 1,442 | 1.44 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3-11-1) | 1,404 | 1.41 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4-16-13) | 1,347 | 1.35 |
| 計 | — | 53,054 | 53.13 |

(注) 1. 上記の所有株式数は、株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式433,460株を控除して算出しております。

3. エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社及び共同保有者1名から平成23年5月26日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成23年5月23日現在で10,279千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができません。

当該変更報告書の内容は以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|-------------------------------|---|-----------------|----------------|
| エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社 | 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル | 157 | 0.16 |
| マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー | アメリカ合衆国02116、マサチューセッツ州、ボストン、ボイルストン・ストリート500 | 10,122 | 10.09 |
| 合計 | | 10,279 | 10.25 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--------------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 433,400 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 99,663,000 | 996,630 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 203,600 | — | — |
| 発行済株式の総数 | 100,300,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 996,630 | — |

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、自己株式が60株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年8月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----------------------|----------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎1丁目 11番2号 | 433,400 | — | 433,400 | 0.43 |
| 計 | — | 433,400 | — | 433,400 | 0.43 |

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成23年 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高(円) | 4,065 | 4,045 | 4,115 | 4,235 | 4,295 | 4,390 |
| 最低(円) | 3,200 | 3,810 | 3,935 | 3,975 | 4,095 | 4,045 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日) |
|-------------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 94,369 | 74,816 |
| 加盟店貸勘定 | 15,046 | 16,159 |
| 有価証券 | 9,998 | 2,999 |
| 商品 | 7,605 | 7,011 |
| 未収入金 | 34,456 | 29,285 |
| 繰延税金資産 | 4,713 | 4,943 |
| その他 | 11,004 | 9,891 |
| 貸倒引当金 | △102 | △97 |
| 流動資産合計 | 177,091 | 145,009 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 209,615 | 192,865 |
| 減価償却累計額 | △106,378 | △96,463 |
| 建物及び構築物(純額) | 103,237 | 96,401 |
| 車両運搬具及び工具器具備品 | 62,789 | 61,156 |
| 減価償却累計額 | △49,672 | △47,914 |
| 車両運搬具及び工具器具備品(純額) | 13,116 | 13,241 |
| その他 | 69,734 | 58,311 |
| 減価償却累計額 | △13,370 | △9,120 |
| その他(純額) | 56,363 | 49,190 |
| 有形固定資産合計 | 172,717 | 158,833 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 27,652 | 27,901 |
| のれん | 8,739 | 7,717 |
| その他 | 539 | 477 |
| 無形固定資産合計 | 36,932 | 36,096 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期貸付金 | 31,648 | 31,825 |
| 差入保証金 | 82,928 | 81,654 |
| 繰延税金資産 | 17,917 | 13,253 |
| 破産更生債権等 | 15,180 | 15,372 |
| その他 | 14,805 | 10,037 |
| 貸倒引当金 | △16,012 | △16,047 |
| 投資その他の資産合計 | 146,468 | 136,096 |
| 固定資産合計 | 356,117 | 331,026 |
| 資産合計 | 533,209 | 476,036 |

(単位：百万円)

| | 当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日) |
|--------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 101,560 | 81,398 |
| 加盟店借勘定 | 1,880 | 1,179 |
| 未払法人税等 | 11,336 | 10,673 |
| 預り金 | 78,628 | 62,340 |
| 賞与引当金 | 2,985 | 3,768 |
| ポイント引当金 | 981 | 1,287 |
| その他 | 33,842 | 31,947 |
| 流動負債合計 | 231,214 | 192,595 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 8,147 | 7,529 |
| 役員退職慰労引当金 | 260 | 234 |
| 長期預り保証金 | 36,318 | 37,139 |
| 資産除去債務 | 14,507 | — |
| その他 | 35,078 | 30,070 |
| 固定負債合計 | 94,312 | 74,974 |
| 負債合計 | 325,527 | 267,570 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 58,506 | 58,506 |
| 資本剰余金 | 47,696 | 47,696 |
| 利益剰余金 | 100,080 | 99,608 |
| 自己株式 | △1,695 | △1,693 |
| 株主資本合計 | 204,587 | 204,117 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △21 | △4 |
| 土地再評価差額金 | △634 | △634 |
| 為替換算調整勘定 | 3 | 1 |
| 評価・換算差額等合計 | △653 | △638 |
| 新株予約権 | 405 | 405 |
| 少数株主持分 | 3,341 | 4,581 |
| 純資産合計 | 207,681 | 208,466 |
| 負債純資産合計 | 533,209 | 476,036 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日) |
|---------------------|---|---|
| 営業総収入 | 221,205 | 240,020 |
| 売上高 | 96,973 | 104,882 |
| 売上原価 | 72,044 | 78,722 |
| 売上総利益 | 24,929 | 26,159 |
| 営業収入 | | |
| 加盟店からの収入 | 98,637 | 108,217 |
| その他の営業収入 | 25,595 | 26,920 |
| 営業収入合計 | 124,232 | 135,138 |
| 営業総利益 | 149,161 | 161,298 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 119,012 | ※1 128,728 |
| 営業利益 | 30,148 | 32,569 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 337 | 326 |
| 持分法による投資利益 | 116 | 128 |
| 受取補償金 | 172 | — |
| その他 | 295 | 710 |
| 営業外収益合計 | 921 | 1,165 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 461 | 541 |
| リース解約損 | 717 | 211 |
| その他 | 201 | 380 |
| 営業外費用合計 | 1,380 | 1,133 |
| 経常利益 | 29,690 | 32,601 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | — | 53 |
| 負ののれん発生益 | — | 184 |
| 特別利益合計 | — | 237 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 1,748 | 1,295 |
| 固定資産売却損 | 1,258 | — |
| 減損損失 | 4,193 | 2,574 |
| 災害による損失 | — | ※2 3,392 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 8,292 |
| その他 | 355 | 132 |
| 特別損失合計 | 7,555 | 15,688 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 22,134 | 17,150 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,206 | 11,075 |
| 法人税等調整額 | 3,195 | △3,355 |
| 法人税等合計 | 9,402 | 7,719 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | — | 9,431 |
| 少数株主利益 | 443 | 470 |
| 四半期純利益 | 12,288 | 8,960 |

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日) |
|-----------------|---|---|
| 営業総収入 | 114,619 | 128,000 |
| 売上高 | 48,946 | 55,483 |
| 売上原価 | 36,500 | 41,646 |
| 売上総利益 | 12,446 | 13,837 |
| 営業収入 | | |
| 加盟店からの収入 | 52,328 | 58,499 |
| その他の営業収入 | 13,343 | 14,017 |
| 営業収入合計 | 65,672 | 72,516 |
| 営業総利益 | 78,119 | 86,353 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 59,171 | ※1 66,658 |
| 営業利益 | 18,947 | 19,695 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 174 | 168 |
| 持分法による投資利益 | 82 | 102 |
| 受取補償金 | 29 | — |
| その他 | 133 | 430 |
| 営業外収益合計 | 420 | 701 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 241 | 272 |
| リース解約損 | 367 | 127 |
| その他 | 64 | 246 |
| 営業外費用合計 | 673 | 647 |
| 経常利益 | 18,694 | 19,749 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | — | 33 |
| 負ののれん発生益 | — | 184 |
| 特別利益合計 | — | 217 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 1,000 | 553 |
| 固定資産売却損 | 1,249 | — |
| 減損損失 | 2,013 | 354 |
| 災害による損失 | — | ※2 550 |
| その他 | 119 | 91 |
| 特別損失合計 | 4,383 | 1,550 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 14,311 | 18,417 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,520 | 8,318 |
| 法人税等調整額 | 1,314 | △1,146 |
| 法人税等合計 | 5,835 | 7,171 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | — | 11,246 |
| 少数株主利益 | 269 | 302 |
| 四半期純利益 | 8,206 | 10,943 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日) |
|---------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益 | 22,134 | 17,150 |
| 減価償却費 | 15,740 | 17,907 |
| 退職給付引当金の増減額 (△は減少) | 547 | 617 |
| 受取利息 | △337 | △326 |
| 支払利息 | 461 | 541 |
| 減損損失 | 4,193 | 2,574 |
| 固定資産除却損 | 1,125 | 1,295 |
| 災害損失 | — | 3,392 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 8,292 |
| その他の損益 (△は益) | 169 | △348 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | 8,234 | 1,115 |
| 未収入金の増減額 (△は増加) | △4,074 | △3,452 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | 21,111 | 19,523 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △6,801 | 198 |
| 預り金の増減額 (△は減少) | 8,966 | 16,280 |
| 預り保証金の増減額 (△は減少) | △421 | △976 |
| その他の資産・負債の増減額 | 2,397 | △3,139 |
| 小計 | 73,448 | 80,648 |
| 利息の受取額 | 340 | 325 |
| 利息の支払額 | △460 | △539 |
| 法人税等の支払額 | △9,882 | △10,068 |
| 災害損失の支払額 | — | △2,473 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 63,446 | 67,891 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | △8,500 | △10,100 |
| 定期預金の払戻による収入 | 9,500 | 9,700 |
| 有価証券の償還による収入 | 1,500 | — |
| 有形固定資産の取得による支出 | △10,755 | △12,919 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △4,389 | △3,744 |
| 関係会社株式の取得による支出 | — | △5,743 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入 | 455 | — |
| 事業譲受による支出 | — | △3,415 |
| その他 | △475 | △2,276 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △12,665 | △28,499 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| リース債務の返済による支出 | △4,675 | △4,762 |
| 配当金の支払額 | △7,933 | △8,488 |
| 自己株式の取得による支出 | △3,506 | — |
| その他 | △42 | △32 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △16,157 | △13,284 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | — | △5 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 34,622 | 26,102 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 54,843 | 67,712 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | — | 49 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | * 89,465 | * 93,864 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日) |
|--------------------|---|
| 1. 連結の範囲に関する事項の変更 | <p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>当第2四半期連結会計期間において、当社が100%出資するLAWSON ASIA PACIFIC HOLDINGS PTE. LTD. が設立されました。このため当第2四半期連結会計期間より、当該会社を新たに連結子会社の範囲に含めました。</p> <p>また第1四半期連結会計期間まで当社の非連結子会社であった株式会社ローソン富山は、重要性が増加したため、当第2四半期連結会計期間より連結子会社の範囲に含めました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 9社</p> |
| 2. 持分法の適用に関する事項の変更 | <p>持分法適用関連会社</p> <p>①持分法適用関連会社の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、株式会社ベンチャーリパブリックは、同社のみなし取得日が到来したため、持分法適用の範囲に含めました。</p> <p>②変更後の持分法関連会社の数 3社</p> |
| 3. 会計処理基準に関する事項の変更 | <p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日) および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益および経常利益は500百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は8,793百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は14,305百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。なお、これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。</p> |

【簡便な会計処理】

| | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日) |
|------------|--|
| 減価償却費の算定方法 | <p>定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。</p> |

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自 平成23年3月1日
至 平成23年8月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
2. 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が低下したため、当第2四半期連結累計期間より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれている「固定資産売却損」は0百万円であります。
3. 前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「受取補償金」は、金額的重要性が低下したため、当第2四半期連結累計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれている「受取補償金」は197百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が低下したため、当第2四半期連結累計期間より財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「自己株式の取得による支出」は、△1百万円であります。

当第2四半期連結会計期間
(自 平成23年6月1日
至 平成23年8月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
2. 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が低下したため、当第2四半期連結会計期間より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれている「固定資産売却損」は0百万円であります。
3. 前第2四半期連結会計期間において区分掲記しておりました「受取補償金」は、金額的重要性が低下したため、当第2四半期連結会計期間より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれている「受取補償金」は110百万円であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

| 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|-----------|-----------|----------|----------|------|-----------|-----|----------|-------|-----------|--|--|--|-------|----------|-----------|-----------|----------|----------|------|-----------|-----|----------|-------|-----------|------------|--|---|--|------------------|----------|----------|--------|-----|--------|---|----------|
| ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 | ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">5,520百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び賞与</td> <td style="text-align: right;">21,569百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,348百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">36,025百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">5,378百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">11,457百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 5,520百万円 | 従業員給料及び賞与 | 21,569百万円 | 賞与引当金繰入額 | 2,348百万円 | 地代家賃 | 36,025百万円 | 賃借料 | 5,378百万円 | 減価償却費 | 11,457百万円 | | | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">6,861百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び賞与</td> <td style="text-align: right;">22,825百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,683百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">38,558百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">4,365百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">13,483百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※2 災害による損失</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記のとおりであります。</td> </tr> <tr> <td>フランチャイズ店支援に関する損失</td> <td style="text-align: right;">1,793百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産滅失損失</td> <td style="text-align: right;">644百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">954百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">3,392百万円</td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 6,861百万円 | 従業員給料及び賞与 | 22,825百万円 | 賞与引当金繰入額 | 2,683百万円 | 地代家賃 | 38,558百万円 | 賃借料 | 4,365百万円 | 減価償却費 | 13,483百万円 | ※2 災害による損失 | | 災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記のとおりであります。 | | フランチャイズ店支援に関する損失 | 1,793百万円 | 固定資産滅失損失 | 644百万円 | その他 | 954百万円 | 計 | 3,392百万円 |
| 広告宣伝費 | 5,520百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員給料及び賞与 | 21,569百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金繰入額 | 2,348百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 36,025百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借料 | 5,378百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 11,457百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 | 6,861百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員給料及び賞与 | 22,825百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金繰入額 | 2,683百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 38,558百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借料 | 4,365百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 13,483百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2 災害による損失 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記のとおりであります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランチャイズ店支援に関する損失 | 1,793百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産滅失損失 | 644百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 954百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 3,392百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|-----------|-----------|----------|----------|------|-----------|-----|----------|-------|----------|--|--|--|-------|----------|-----------|-----------|----------|----------|------|-----------|-----|----------|-------|----------|------------|--|---|--|------------------|-------|----------|--------|-----|--------|---|--------|
| ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 | ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">2,615百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び賞与</td> <td style="text-align: right;">10,724百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,105百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">18,052百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">2,645百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,907百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 2,615百万円 | 従業員給料及び賞与 | 10,724百万円 | 賞与引当金繰入額 | 1,105百万円 | 地代家賃 | 18,052百万円 | 賃借料 | 2,645百万円 | 減価償却費 | 5,907百万円 | | | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">4,231百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員給料及び賞与</td> <td style="text-align: right;">11,695百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,351百万円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">19,529百万円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">2,107百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">6,967百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※2 災害による損失</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記のとおりであります。</td> </tr> <tr> <td>フランチャイズ店支援に関する損失</td> <td style="text-align: right;">38百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産滅失損失</td> <td style="text-align: right;">259百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">252百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">550百万円</td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 4,231百万円 | 従業員給料及び賞与 | 11,695百万円 | 賞与引当金繰入額 | 1,351百万円 | 地代家賃 | 19,529百万円 | 賃借料 | 2,107百万円 | 減価償却費 | 6,967百万円 | ※2 災害による損失 | | 災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記のとおりであります。 | | フランチャイズ店支援に関する損失 | 38百万円 | 固定資産滅失損失 | 259百万円 | その他 | 252百万円 | 計 | 550百万円 |
| 広告宣伝費 | 2,615百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員給料及び賞与 | 10,724百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,105百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 18,052百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借料 | 2,645百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 5,907百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 | 4,231百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 従業員給料及び賞与 | 11,695百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,351百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 19,529百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借料 | 2,107百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 6,967百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※2 災害による損失 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災害による損失は、東日本大震災によるものであり、内訳は下記のとおりであります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランチャイズ店支援に関する損失 | 38百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産滅失損失 | 259百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 252百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 550百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日) | 当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日) |
|---|---|
| ※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 | ※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係 |
| 現金及び預金勘定 97,639百万円 | 現金及び預金勘定 94,369百万円 |
| 有価証券勘定 1,000百万円 | 有価証券勘定 9,998百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta 8,174$ 百万円 | 預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 $\Delta 10,504$ 百万円 |
| 預入期間が3ヶ月を超える債券等 $\Delta 1,000$ 百万円 | |
| 現金及び現金同等物 89,465百万円 | 現金及び現金同等物 93,864百万円 |

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 100,300千株

2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 433千株

3. 新株予約権等に関する事項
ストック・オプションとしての新株予約権
新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 405百万円

4. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成23年5月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 8,488 | 85 | 平成23年2月28日 | 平成23年5月25日 | 利益剰余金 |

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|---------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-------------|-------|
| 平成23年10月13日 取締役会 | 普通株式 | 8,688 | 87 | 平成23年8月31日 | 平成23年11月10日 | 利益剰余金 |

5. 株主資本の金額の著しい変動
著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成22年6月1日 至平成22年8月31日）

当社グループの事業は、フランチャイズ・ストアを主としたコンビニエンスストア事業であり、同事業の営業総収入、営業利益の金額は全セグメントの営業総収入の合計額及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成22年3月1日 至平成22年8月31日）

当社グループの事業は、フランチャイズ・ストアを主としたコンビニエンスストア事業であり、同事業の営業総収入、営業利益の金額は全セグメントの営業総収入の合計額及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成22年6月1日 至平成22年8月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成22年3月1日 至平成22年8月31日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成22年6月1日 至平成22年8月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成22年3月1日 至平成22年8月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループはコンビニエンスストア事業を主な事業内容としており、関連する事業を法人化して、グループ経営を行っております。

したがって、当社グループはサービス内容・経済的特徴を考慮したうえで事業セグメントを集約し、「コンビニエンスストア事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、当社、株式会社九九プラス及び株式会社ローソン富山が日本国内において「ローソン」、「ナチュラルローソン」、「ローソンスタ100」などのチェーン本部としてフランチャイズシステム及び直営店舗の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日）（単位：百万円）

| | 報告セグメント | その他 (注1) | 合計 | 調整額 | 四半期連結損益 計算書計上額 (注2) |
|-----------------------------|------------------|-------------|---------|--------|---------------------------|
| | コンビニエンス ストア事業 | | | | |
| 営業総収入 | | | | | |
| 外部顧客への 営業総収入 | 208,412 | 31,608 | 240,020 | — | 240,020 |
| セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高 | 1,067 | 944 | 2,011 | △2,011 | — |
| 計 | 209,479 | 32,553 | 242,032 | △2,011 | 240,020 |
| セグメント利益 | 30,244 | 2,324 | 32,569 | — | 32,569 |

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日）（単位：百万円）

| | 報告セグメント | その他 (注1) | 合計 | 調整額 | 四半期連結損益 計算書計上額 (注2) |
|-----------------------------|------------------|-------------|---------|--------|---------------------------|
| | コンビニエンス ストア事業 | | | | |
| 営業総収入 | | | | | |
| 外部顧客への 営業総収入 | 110,177 | 17,822 | 128,000 | — | 128,000 |
| セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高 | 566 | 541 | 1,108 | △1,108 | — |
| 計 | 110,744 | 18,364 | 129,108 | △1,108 | 128,000 |
| セグメント利益 | 18,117 | 1,577 | 19,695 | — | 19,695 |

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、株式会社ローソンエンターメディア及びH MVジャパン株式会社が営んでいるエンタテインメント・Eコマース事業、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスが営んでいる金融サービス関連事業、重慶羅森便利店有限公司が営んでいる海外事業等を含んでおります。

(注2) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結会計期間（自平成23年6月1日至平成23年8月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

報告セグメントの計上額は、「コンビニエンスストア事業」で354百万円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

「コンビニエンスストア事業」において事業譲受に伴いのれんが増加しております。当該事象による当第2四半期連結会計期間ののれんの増加額は、1,589百万円であります。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高には前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)

以下の金融商品は、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

| | 四半期連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|-------------------|---------------|------|
| (1)現金及び預金 | 94,369 | 94,369 | — |
| (2)未収入金 貸倒引当金(※) | 34,456 △61 | 34,456 △61 | |
| | 34,394 | 34,394 | — |
| (3)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 9,998 | 9,998 | △0 |
| ② その他有価証券 | 134 | 134 | — |
| ③ 関係会社株式 | 4,816 | 4,282 | △533 |
| (4)買掛金 | 101,560 | 101,560 | — |
| (5)預り金 | 78,628 | 78,628 | — |

(※) 未収入金に対して計上した貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金 (2)未収入金

これらは短期間に決済されるため、時価は簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(4)買掛金 (5)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 四半期連結貸借対照表 計上額(百万円) |
|--------|------------------------|
| 非上場株式 | 349 |
| 関係会社株式 | 1,932 |
| その他 | 115 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)

著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)

当社グループは、当第2四半期連結会計期間末にデリバティブ取引を行っておりますが、取引内容において重要性に乏しいことから記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。
3. 当第2四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)

企業結合に係る取引に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)

前連結会計年度の末日と比して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成23年8月31日)

前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

| 当第2四半期連結会計期間末 (平成23年8月31日) | | 前連結会計年度末 (平成23年2月28日) | |
|-------------------------------|------------|--------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 2,042.06 円 | 1株当たり純資産額 | 2,037.50 円 |

2. 1株当たり四半期純利益金額等

| 前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日) | |
|---|----------|---|---------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 123.44 円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 89.72 円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 | 123.31 円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 | 89.61 円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日) | 当第2四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 12,288 | 8,960 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 12,288 | 8,960 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 99,545 | 99,866 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(千株) | 102 | 121 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | — | — |

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) | |
|---|---------|---|----------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 82.12 円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 109.58 円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 82.04 円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | 109.45 円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(百万円) | 8,206 | 10,943 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | — | — |
| 普通株式に係る四半期純利益(百万円) | 8,206 | 10,943 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 99,923 | 99,867 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(百万円) | — | — |
| 普通株式増加数(千株) | 102 | 121 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | — | — |

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年10月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- ① 中間配当金の総額 8,688,388,980円
- ② 1株当たり中間配当金 87円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年11月10日

(注) 平成23年8月31日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月 8 日

株式会社ローソン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 浩之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月11日

株式会社ローソン

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 淳一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ローソンの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ローソン及び連結子会社の平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用しているため、この会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。